

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び We b（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の大阪地裁・第1回期日（20190426）での、原告の坂田麻智さんの意見陳述です。

坂田麻智と申します。会社員で40歳です。隣にいるのはパートナーのテレサで、付き合ってから11年目になります。テレサとは2008年に大阪で出会いました。一緒にいる時間が楽しく、物事に対する価値観も似ていることから、気がついたら惹かれていました。彼女も私と同じ気持ちだったことから付き合うことになり、翌年には一緒に暮らし始めました。テレサは日本が大好きで、ずっと日本に住み続けたいと思っているので、2013年には京都で古い町家を購入しました。町家の雰囲気は残しつつリノベーションをし、今は私たちと愛犬ロージーと一緒に、その家で暮らしています。また、2015年には、テレサの出身地であるアメリカ オレゴン州で結婚しました。アメリカでは2015年に全米で同性婚が認められたことから、私たちの婚姻は成立しています。日本でも認めてもらいたいと思い、今年1月、アメリカでの結婚証明書と一緒に区役所に婚姻届を提出しました。しかし、返ってきたのは不受理という厳しい現実でした。分かっていた結果ではありますが、同性愛者というだけで、異性愛者と同じスタートラインにさえ立たせてもらえないのかと、とても悲しい気持ちになりました。

若い頃は、ずっと一緒にいられたら、結婚なんてどうでもいいと思っていました。ですが、一生共に歩んでいきたいパートナーを見の前にして、ずっと安心して暮らしていけるのかと真剣に考えた時、私達同性カップルに用意されているセーフティネットがあまりに少ない、いや、ほとんどないことに気が付きました。もし通勤中にテレサが事故にあったら、私に連絡はあるだろうか。病院に運ばれたら、私は付き添いできるだろうか。私にもしものことがあったら、私名義になっている今の家に、彼女は住み続けることができるだろうか、二人で築いた財産を相続できるだろうか等、異性カップルであれば当然のように守られる権利ですが、なぜ私達には何もないのでしょうか。

一番強く不安を感じていたのは、パートナーのビザの問題です。心身ともに健康で働ける間は就労ビザで日本に滞在することができます。しかし、もし病気や怪我で働けなくなり、ビザを更新できなくなったら、彼女はアメリカに戻るしかなく、日本で一緒に暮らすことができなくなります。男女のカップルであれば、結婚すれば配偶者ビザが取得でき、3年経てば永住権を申請できます。一方私達のような同性カップルは結婚が認められていないので、外国人パートナーは配偶者ビザさえ取得できず、また、永住権についても、日本に10年住まないと申請できません。これはあまりにアンフェアです。

このような不平等な状況の中、普段の生活に影響が出ないよう、自分達でできることはやってきました。アメリカでの結婚もそのうちの一つです。他には職場・近隣へのカミングアウトやテレサの永住権申請、また、会社に同性婚を認めてもらうよう働きかけもしてきました。しかしそれも限界があります。幸運にもテレサは2ヶ月前に永住権を取得でき、私の会社も社内制度を見直し、同性パートナーを配偶者と同等に扱ってくれるようになりました。しかし、それにより私達が抱える精神的負担が消えたわけではありません。その道の過程で幾度となく傷つき、怒り、涙した苦しみは消えることはありません。また、私たちはラッキーにも、たまたま家族や周囲のサポートもあり、この状況をなんとかかしようとして踏み出せる環境にいていますが、誰もが同じような状況ではありません。パートナーがクローゼットで活動には積極的でなかったり、家族にさえカムアウトできない状況だったり、職場や学校に理解者がいなかったり、中には命を絶った友人もいました。私達もそのような状況を経験してきましたが、そんな状況では一歩踏み出すことさえ難しいのです。だからこそ、制度が必要なのです。もし既に平等な社会であれば、誰もこのような悩みを抱える必要はありません。もうこれ以上、私達をいなくしないでください。誰もが同じ権利を持ち、同じスタートラインに立てる、同性愛者だからといって将来を悲観しなくてもいい、誰もが希望をもてる社会になることを心から願っています。